

# 令和3年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第13号

令和3年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和3年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月19日（金曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

8番 合 田 正 夫                      9番 三 好 郁 雄

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希              議会事務局長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫              総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

**○常包議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○大西樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、大西豊君。

**○大西豊議会運営委員長** 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月18日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

なお、工事請負契約の締結に関する議案を2件追加し、委員会付託を省略して、即決で採決を行うこととしております。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号
- 日程第13 議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号
- 日程第14 議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号
- 日程第15 議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号
- 日程第16 議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号
- 日程第17 議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）
- 日程第18 議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）
- 日程第19 議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 日程第20 議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）
- 日程第21 議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）
- 日程第22 議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）
- 日程第24 議案第25号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事） 即決でお願いします。
- 日程第25 議案第26号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事） 即決でお願いします。
- 日程第26 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後1時45分、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、合田正夫君、9番、三好郁雄君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日、全協議会室におきまして、委員全員、議長出席の下、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号の8議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

初めに、議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画が策定され、計画期間中に要する事業費等の見込みに基づき介護保険料を改定するものである。今回の改定では保険料基準額を月額6,500円とし、第7期の介護保険料との比較では月額500円の増となるとの説明がありました。

委員より、計画期間中に要する事業費等の見込みに基づき介護保険料の改定が必要となったことは理解できる。ただ、コロナ禍の最中に負担を増やすのはいかがなものかとの意見があり、執行部より、介護保険料の算定の根拠は介護給付費の23%と法定で定められている。今後、予想される介護給付費で計算した場合、保険料の基準額を6,500円とすることに御理解いただきたいとの答弁がありました。

その後、討論を行い、委員より、コロナ禍の大変な時期に被保険者の負担を増やすことには納得できないとの反対討論がありました。

賛成討論では、今回、第8期介護保険事業計画は策定委員会で検討し、負担軽減が図られている。今後、団塊世代でお年寄りも増えることから、介護制度を維持するためにも負担増は必要であるとの討論がありました。

次に、議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号については、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,993万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,300万円とするものである。歳入の主なものとして、県支出金において保険給付費等交付金を1億250万円減額、また、繰入金では、一般会計繰入を2,273万1,000円減額、これは歳入決算見込みによる減額であるとの説明がありました。これに対する歳出の主なものとして、保険給付費において、医療費年間所要額の決算見込みにより医療諸費の一般被保険者療養給付費を6,660万円、高額療養費では1,255万3,000円減額、また、国民健康保険事業費納付金では、決算見込みにより4,305万7,000円減額補正しているとの説明がありました。

委員より、出産育児一時金の減額の原因は出生児数が想定より少なかったことによるものかとの質疑があり、執行部より、この出産育児一時金は国保の被保険者のみが対象である。当初予算は一人当たり単価42万円、年間20人で計上していたが、実績を精査し、15人に変更したための減額であるとの答弁がありました。

次に、議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億881万4,000円とするものである。歳入では、後期高齢者医療保険料を1,795万円増額、繰入金において一般会計繰入金を241万4,000円増額、これは歳入決算見込みによる増額であるとの説明がありました。これに対する歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより2,036万4,000円増額であるとの説明があり、精査の結果による増額であることから、委員も理解されたものと思います。

次に、議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,440万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2,552万円とするものである。歳入の主なものとして、国庫支出金において、決算見込みによる補正として1,013万1,000円減額、支払基金交付金において合わせて942万3,000円の減額、県支出金において486万8,000円の減額、繰入金において一般会計及び基金繰入金を合わせて2,908万3,000円減額である。これに対する歳出の主なものとして、保険給付費において、介護サービス諸費など合わせて2,120万円減額、地域支援事業費において、介護予防事業費など合わせて1,635万円減額補正しているとの説明があり、これまでの実績に基づく減額であることから、委員も理解されたものと思います。

次に、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について

は、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億9,350万円と定めるものであり、対前年度1億8,150万円の減、8.0%減、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、対前年度比同額、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,600万円と定めるものであり、対前年度40万円の増、0.5%増であるとの説明がありました。

委員より、国保の保険料で均等割部分を国が幾らか補助をすると新聞に掲載されていたが、どうなるのかとの質疑があり、執行部より、子供の均等割部分の5割を未就学児に限って公費で軽減するよう国会審議が行われ、可決されれば、令和4年度から未就学児の均等割部分が5割軽減になるとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス傷病手当金とはどのような手当かとの質疑があり、執行部より、被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のため会社を休み、事業主から給料が受けられない場合、傷病手当金が支給されるものである。例えば農業をされている事業主がコロナ関係で収入が減となっても対象外であるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億30万円で、対前年度2,130万円の増、7.6%増である。

委員より、対前年度2,000万円と大きな伸びであるが、理由について質疑があり、執行部より、一昨年度にあった後期高齢者医療保険料の改定に基づくものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億2,550万円で、対前年度5,380万円の増、2.0%増であるとの説明がありました。

その後、討論を行い、委員より、コロナ禍の大変な時期に負担を増やすことは反対であるとの反対討論がありました。

次に、議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4,090万円で、対前年度950万円の減、18.8%減であるとの説明がありました。

委員より、質疑、意見等がありましたが、委員も理解されたものと思います。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、賛成多数で可。議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号、全会一致で可。議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予

算（案）、全会一致で可。議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、賛成多数で可。議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

#### **日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月9日、10日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席の下、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第5号、議案第8号、議案第9号、議案第14号、議案第19号、議案第20号の7議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

初めに、議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、条例に施設の使用料に関する条項が記載されていないため、条項を追加し、農業者等が農産物の加工や講習会等に使用でき、地域が活性化できるよう改正するものであるとの説明がありました。

委員より、「使用料」を「利用料」とする理由は何か。一般の方の使用は何を想定しているかとの質疑があり、執行部より、町が料金を徴収する場合は「使用料」で、指定管理者が料金を収受する場合は「利用料」である。一般の利用の想定については、薬草部会に貸す予定である。基本的に一般の農業者等に貸し出すことを想定しているが、農林産物を加工する場合は薬草部会に相談することになるとの答弁があり、委員より、一般の農業者等が使用できることを周知してほしいとの要望がありました。

次に、議案第5号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正については、執行部より、団体営土地改良事業で生産基盤整備の農用地の保全が追加になり、中山間地域の農業用水路、農道や農地等ののり面に防草シートを敷設することで保全管理に要する労力の削減を

図り、農地中間管理機構による担い手への農地集積を促進するようにするものである。また、小規模ため池防災対策特別事業では、防災上危険で放置することのできない小規模ため池を保全型（全面改修）及び防災型（貯水機能の廃止）として補助対象にするものであるなどの説明がありました。

委員より、小規模ため池防災対策特別事業で受益者がいない場合、どこから受益者負担をもらうのかとの質疑があり、執行部より、防災型については基本的に地元自治会の関係者の方で協議会をつくってもらい、その協議会の中に町や県が入り、受益者がいないことを確認し、費用負担について協議していただくとの答弁がありました。

次に、議案第8号 まんのう町ものづくりセンター施設の指定管理者の指定については、執行部より、まんのう町ものづくりセンター施設の設置目的を効果的かつ効率的に管理運営するために、一般社団法人サンフラワーまんのうに令和3年4月1日から2年間、指定管理者として指定するものであるとの説明がありました。

委員より、食品衛生法を遵守することが施設運営の根幹である。保健所が食品衛生法に基づいて指導する内容を指定管理者に伝えてほしいとの要望があり、執行部より、仕様書にも記載し、また、基本協定にも法律を遵守するよう記載しているとの答弁がありました。

また、委員より、サンフラワーまんのうの社員または理事に幸南食糧の関係者が入ったほうがよかったのではないかとの意見があり、執行部より、幸南食糧にも法人が立ち上がったことの報告をし、社員にということでは声かけはしているとの答弁がありました。

また、委員より、指定管理者の審議会でのどのような質問、意見があったのかとの質疑があり、執行部より、審議会の中では、特に販売のところではオリーブオイルと違い認知度が低い。販売先はある程度客層を絞ってはどうかとの話があった。例えば普通の方よりも食べ物や健康に関心がある人を対象にして売り込めば、横のつながりで広がっていくという助言を中小企業診断士よりもらったとの答弁がありました。

また、委員より、数年前から特産品開発としてひまわり事業を進めてきたが、あまり思わしくないが、ひまわり推進協議会に今までの経緯や現状等を伝え、協議した上で指定管理者制度を選択するのが順番だと思ふとの意見がありました。

次に、議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定については、執行部より、まんのう町琴南地域活性化センター施設の設置目的を効果的かつ効率的に管理運営するために、一般社団法人ことなミライに令和3年4月1日から2年間、指定管理者として指定するものであるとの説明がありました。

委員より、ことなミライは純粹に公益活動を行うことになるのかとの質疑があり、執行部より、琴南地域の住民の生活支援サービスを提供していくほか、施設を木工関係の団体に貸したり、自然史博物館に貸したりして、地域の活性化につながる活動を行う。今後はことなミライが自主運営として何ができるかを考えていくことになるとの答弁がありました。

また、委員より、木工の施設はいきいき館にもあり、競合しないのかとの質疑があり、

執行部より、製作するものが異なるため問題はないと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、施設を指定管理することで目的を達成しているか、評価と指導をしていくことが大切であるとの意見があり、執行部より、町としてこの活動を全面的に支えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号について、歳入は、使用料及び手数料を113万6,000円、国庫支出金を150万円減額し、町債において10万円増額する。これは歳入決算見込みによる補正であり、総務費において、決算見込みにより136万9,000円減額し、施設費を117万円減額補正するとの説明がありました。

委員より、繰越明許費で負担金が繰越しになるのはどういうことかとの質疑があり、執行部より、こちらについては県の2次補正で県工事負担金を繰り越しているため、併せて町についても繰り越すものであるとの答弁があり、委員も理解されたものと思います。

次に、議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億450万円と定めるものであり、対前年度1,780万円の減、8%減となる。歳入予算では、分担金及び負担金50万円、対前年度同額、使用料及び手数料5,202万1,000円、対前年度同額、繰入金1億187万9,000円、対前年度比0.4%減、町債5,010万円、対前年度比17.9%減をそれぞれ見込んでいる。歳出予算では、総務費6,234万6,000円、対前年度比9.5%増、施設費1,574万1,000円、対前年度比52.7%減、公債費1億2,591万3,000円、対前年度比4.3%減、予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上しているとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

次に、議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,090万円と定めるものであり、対前年度30万円の減、1%減となる。歳入予算では、分担金及び負担金30万円、前年度同額、使用料及び手数料602万8,000円、対前年度比8%増、繰入金2,457万円、対前年度比2.9%減、繰越金1,000円、前年度同額、諸収入1,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでいる。歳出予算では、施設費1,189万円、対前年度比2.1%減、公債費1,891万円、対前年度比0.2%増、予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上しているとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

以上、当委員会に付託された7議案につきまして、それぞれ質疑や意見等がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決するべきものと決定いたしました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第5号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について、

全会一致で可。議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号、全会一致で可。議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 委員長報告の中に、ひまわり推進協議会に今までの経緯や現状等を伝え、協議した上での指定管理者制度を選択するのが順番だと思っていると報告でありました。私もそれには非常に賛成であります。その中で、ひまわり推進協議会をまた開く日程とか、そういった新たなことをいつするかというお約束というのをされましたか。少しお聞きします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の中ではいたしておりません、日程的には。

**○大西樹議長** 1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** これは行く行くはしていただけるという、そういう軽いお約束などはありましたか。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** 約束はないですけども、常識的にするのが当然だと思っております、私、個人的には。

**○大西樹議長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

#### 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

**○三好郁雄総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

3月15日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会委員長、

建設経済常任委員会委員長同席の下、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第10号、議案第15号の3議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号及び議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分で行った質疑の報告がありました。

なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託案件について審査を行いましたので、質疑、意見等及び結果を報告いたします。

初めに、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、昨年4月に監査基準が定められ、監査事務が増大していくことから、監査委員の報酬年額を見直すものである。なお、報酬額の算定に際しては、県下各町の監査委員報酬年額、全国の町村監査委員報酬年額、類似団体の監査委員報酬年額を参考に検討を行ったとの説明がありました。

委員より、特別職報酬等審議会で審議を行っていないのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町特別職報酬等審議会条例で審議する案件は、町議会議員の報酬、町長、副町長及び教育長の給料の額に限られている。監査委員の報酬額については条例に規定されていないため、他の自治体等を参考に見直したとの答弁がありました。

次に、議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号については、委員より、諸収入のその他雑入の主なものは何かとの質疑があり、執行部より、情報センター端末機器管理費、負担金の調整額で、中讃広域行政事務組合からの返金であるとの答弁がありました。

委員より、競艇事業組合配分金が増えている要因は何かとの質疑があり、執行部より、コロナ禍の影響もあり、家にいながらネットで舟券を購入する人が増えたため収入が上がっており、例年より配分金が多くなったとの答弁がありました。

また、委員より、商品券のプレミアム率が3割と高かったのに、売行きが思わしくなかったが、原因を分析しているのかとの質疑があり、執行部より、使用期間が短期間であったため売行きが伸びなかったというのは反省部分としてある。コロナウイルス関連対策の交付金と連動した令和3年度の商品券の販売について、反省点を踏まえ、現在、検討中であるとの答弁がありました。

委員より、防災用備品費について質疑があり、執行部より、災害備蓄品用のクラッカーや保存水、また、避難用簡易倉庫や防災対応用パソコンなど防災対応の備品であるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）について報告します。

委員より、臨時財政対策債の発行は限度額いっぱいまで使う予定であるのかとの質疑があり、執行部より、限度額の確定は7月頃に国より示された限度額上限を借りているとの答弁がありました。

委員より、男女共同参画プラン作成業務委託料で、策定プランは平成25年に策定した計画の改訂作業なのかとの質疑があり、執行部より、第2次の男女共同参画プランについては、平成25年度から平成29年度で期間を終えている。男女共同参画社会基本法では市町村では努力規定であり、現在、更新がされていない。計画がなくても広域連携や女性議会、講演会などを実施してきた。今年度は国と県が同計画の見直しを図っており、本町も計画の整合性を図りながら策定していきたいとの答弁がありました。

委員より、交通安全施設整備事業費について、農業用水路での自転車事故が多いが、これらの対応について質疑があり、執行部より、水路の転落事故は全国的にも多いため、危険箇所を点検し、整備を検討するとの答弁がありました。

委員より、振興公社経営安定化補助金について質疑があり、執行部より、新型コロナウイルスの影響等で両公社の売上げが激減している。経営者も経費削減に努めているが、収益の回復は見込めない状況で、両公社の経営安定を図り、経済的支援体制を整えるため予算計上しているとの答弁がありました。

委員より、まんのう町本庁舎改修工事実施設計管理業務について質疑があり、執行部より、本庁舎のカーポート、エレベーター等の改修工事に係る設計管理委託料と本庁舎3階、4階の空調、照明等改修工事の設計管理委託料であるとの答弁がありました。

委員より、改修工事に併せて室内の改修はしないのかとの質疑があり、執行部より、室内の傷んでいる箇所は点検し、修繕が必要な箇所は追加する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、住民に人権擁護委員の認知度を上げる取組を行ってはどうかとの意見があり、執行部より、人権擁護委員は琴平町とまんのう町で組織する仲多度地区部会があり、啓発方法を協議し、周知方法を検討したいとの答弁がありました。

委員より、固定資産税過誤納還付金の予算額が増えている理由について質疑があり、執行部より、固定資産税については令和3年度が評価替えの年で、評価の見直しをした際に判明した過誤納部分に対応するために増額しているとの答弁がありました。

委員より、監査補助員を1名採用することだが、独立した監査委員事務局をつくる考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、昨年より会計室経験者を配置している。正規職員の配置については人間的な部分もあり、現段階では難しいが、経験者枠も含め考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、防災用備品費でアレルギー対応の非常食について質疑があり、執行部より、食料についてはある程度アレルギー対応のものを選定しているとの答弁がありました。

また、その他で、一般社団法人ものづくりセンターを指定管理者とし、年間1,500

万円の指定管理料が徐々に減っていく5年間の計画が出されたが、この計画は売上げが増えていくことが前提の計画である。県外販売は幸南食糧に、県内販売は今の体制と変わらず、従業員も減ることになる。広告費も組まれていないが、計画どおりの売上げとならない場合、町の対応はどうするのかとの質疑があり、執行部より、今後、数年間の事業計画は、基本的には販売額が増加すれば、それに反比例して町の指定管理料も減少し、種子の買上げ価格も高くなる計画である。予定より販売実績が伸びず、計画どおりにいかなかった場合は、町が支援をしていくことになるとの答弁がありました。

以上が、質疑等の報告です。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号、全会一致で可。議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算(案)、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## **日程第6 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第6、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第7、議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩を取りたいと思います。議場の時計で45分までお願いいたします。

**休憩 午前10時28分**

**再開 午前10時45分**

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

#### 日程第8 議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君、反対討論の発言を許可します。

○小山直樹議員 それでは、私は議案4号に反対する立場から討論を行います。

今回の条例改正は、今後3年間、保険料基本額を現行の6,000円から6,500円に8.3%の大幅な値上げを行うものです。年間6,000円の負担増になります。東京商工リサーチ調査によれば、昨年、老人福祉、介護事業の倒産は、介護保険法が施行された2000年以後、過去最多を更新しました。また、資金難や人手不足で先行きが見通せない中、休廃業・解散を決める事業所も過去最多の水準であります。この調査レポートは

国が抜本的な福祉の基盤整備に乗り出さない限り、介護・福祉の事業所の淘汰はさらに加速し、高齢者はもちろんのこと、要介護の家族を持つ若年層にも深刻な影響を与えかねない、こう警鐘を鳴らしております。

国会で介護保険法が可決されたのは1997年でありました。当時の世論調査で国民の8割がこの制度の導入を支持いたしました。介護地獄と呼ばれた家族の介護負担、専ら女性が家族の介護を担う苦しみと理不尽を介護の社会化によって解消するという理念に多くの国民が期待を寄せておりました。

当初、自民党政権は、ホームヘルパー、施設職員、ケアマネジャーなどの介護職員を成長産業の花形職種であるかのように喧伝をいたしました。実際には介護従事者の厳しい労働環境や劣悪な処遇は放置、助長され、現場では若い職員の離職や志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起こっております。介護保険の20年は自公政権による社会保障削減路線の20年でもありました。その結果、制度が抱えていた矛盾は一層拡大いたしました。

もともと保険あって介護なしの危険性を持っていた介護保険は、社会保障費削減のための改悪が繰り返される中で、年金天引きで保険料を容赦なく取り立てる一方、サービスはなるだけ受けさせないという、まさにやらずぶったくりの制度へと変質していったのです。

要支援者や軽度者の保険給付外しをめぐっては、厚労省の初代老健局長として介護保険導入を主導し、介護保険の生みの親を自称する堤修三氏は、そうしたやり方は被保険者との約束をほごにするもの、こう指摘し、「言い過ぎかもしれないが、団塊以降の世代にとって、介護保険は国家的詐欺になりつつあるように思えてならない」、こう痛烈な批判を発信しています。

介護保険の国庫負担、公費負担を引き上げることは、民主党政権時代、当時野党だった自民党も公明党も主張しておりました。現在の厚労大臣、田村さん、衆議院議員は、第2次安倍内閣の厚労大臣として政権に返り咲いた直後の国会答弁でこうしております。

「私ども自民党が消費税10%に上げるときの案の中には、介護保険公費60%、そのうちの10%は国が国費で出すというような市町村、都道府県は大変でありますから、そのような案も実は盛り込んでおったんです。ただ、それは三党協議の中において我々も断念した」と言いました。

また、公明党も2010年に発表した新・介護公明ビジョンで介護保険財政の公費負担割合を当面6割、さらには3分の2に引き上げる政策を打ち出し、その内容を12年の衆議院選、13年の参議院選の選挙公約に盛り込んでおりました。2025年には介護保険の3分の2を公費で賄うことを提案します、こういう内容でありました。かつて自民党、公明党も認めていたように、介護をめぐる危機を打開し、安心できる公的介護制度をつくるには、この道しかありません。このことを強く訴えたいと思います。

堤氏が表現した国家的詐欺に私自身加担することはできません。コロナ禍でケア労働の社会的重要性が認識されているときです。本来、国が負担すべきものです。したがって、一方的に町民に負担増を押しつける今回の条例改正に断固反対する立場を表明して、私の

反対討論を終わります。以上です。

○大西樹議長 賛成討論はありませんか。

10番、白川正樹君、賛成討論の発言を許します。

○白川正樹議員 議案4号、今回の介護保険料の引上げは、第8期介護保険事業計画策定委員会の中で十分に検討されたものであります。介護給付費の準備基金も活用し、被保険者の保険料負担の軽減も図っております。また、安定的な介護保険制度の維持、運営のためでもあると思います。よって、私は賛成といたします。

○大西樹議長 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 賛成討論はありますか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 小山議員の発言は介護保険の構造を解明して、的確に述べられたところもあります。しかし、国家的詐欺としました。介護保険に期待し、介護保険の恩恵、給付サービスに非常に幸いというか、恩恵を受けた方々は数多いはずであります。ただし、介護は要介護でない人も要支援でない人も介護保険料を負担するものであって、介護保険料が安いということは、住民全体の恩恵を被るものであります。介護保険料が高いか安いか重大なことであり、介護保険料は市町村ごとに決めるものであります。ただし、介護保険法が市町村の分担割合と介護保険料の算定基準を定めておる。地方自治は国家の法制度と矛盾する自治はできない。その隙間を埋め、地方自治に委ねられた部分を決めるにすぎません。本町の介護保険料は介護給付費の23.5%でしたか、高齢化率が高い地域特性を認められて、やや低めにされているはずであります。

小山議員が問うとすれば、3年間の介護給付費の見積りの根拠を問うべきであります。その精度を問うべきであって、それなしに国家的詐欺とは不当な言いがかりであり、介護関係者の心証を損なうものではないでしょうか。

所管課は今回の介護保険料は県内17市町中、5番目から10番目ぐらいの間に位置すると私の質問に答えてくれております。かつて私は介護保険料が本県で一番高いときの福祉保険課長でした。これを払拭すべく、社会保険料をいかに安くするか奮闘した伝統を現課の職員たちも継承しております。安いにこしたことはない。しかし、法定基準に従った精いっぱいの見積りであり、努力であります。容認し、介護予防活動と普及啓発に努力する決意を伺った以上、賛成以外に我が町に選択肢はないものと確信するものであります。

○大西樹議長 討論を終了します。

討論がありましたので、これより、議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 9 議案第 5 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第 9、議案第 5 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 10 議案第 8 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について**

**○大西樹議長** 日程第 10、議案第 8 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 11 議案第 9 号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について**

**○大西樹議長** 日程第 11、議案第 9 号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第12 議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号**

**○大西樹議長** 日程第12、議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第13 議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号**

**○大西樹議長** 日程第13、議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号

○大西樹議長 日程第14、議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号

○大西樹議長 日程第15、議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第16 議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号**

**○大西樹議長** 日程第16、議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第17 議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第17、議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君、反対討論の発言を許します。

**○小山直樹議員** それでは、議案15号ですが、私はこの議案に反対する立場から討論を行います。

一般質問でも述べましたが、ワクチン接種が今後進んでいったとしても、接種が完了するまで、あるいは集団免疫を獲得するまで、変異株の感染拡大を含めて、安心できる状況になったとは言えません。コロナが終息するのは来年いっぱいかかるだろうという国立感染症研究所の専門家の先生が述べているとおり、今年度中の終息はとても見込める状況にはありません。現在の状況は昨年と何が変わったのでしょうか。自粛を余儀なくされ、失業や減収で町民の暮らしは一層厳しくなっております。非常時の今こそ町が先頭に立って、町民の命と暮らしを守らなければならないときであります。コロナ感染症から町民を守る立場、新年度予算は欠落しております。その姿勢、問われていると思います。

昨年来、病院や老人介護施設での集団感染が発生いたしました。先日は高松市役所の市民課でも感染が発生し、窓口は閉鎖されております。医療従事者や高齢者施設の職員など

に今こそ予防のため、職場の安心と安全のために定期的なPCR検査を町の責任において実施すべきだと考えます。予算はあります。プール検査方式を取れば安く済むではありませんか。このことを強く望んでいます。

したがって、新年度予算、コロナ対応の町民を守る立場、欠落していることを指摘して、反対の討論を終わります。

**○大西樹議長** 賛成の討論はありませんか。

2番、常包恵君、賛成の発言を許します。

**○常包恵議員** 私は議案第15号、令和3年度一般会計予算に賛成する立場で討論を行います。

ただいま提案をされております予算案につきましては、新型コロナ対策への対応が不備ではないか、このようなことから反対をすとの討論がありました。確かに日本でのコロナ患者が発生されてから1年半余りたちましたが、いまだ新型コロナの終息、出口が見えない、私たちの生活はしんどくなる、このようにも思います。自粛疲れも限界に達しているようにも感じます。このような状況を受けての施策は、この予算案の中では私も現時点においては不十分とも感じます。

しかし、国の第3次補正による臨時交付金の予算が国会を通ったのが1月28日であり、国の説明会は2月に入ってからであります。どこの市や町におきましても、交付金を活用する事業の具体化は新年度のようにあります。まんのう町におきましても、この交付されます1億8,000万円を活用する事業の素案が、昨日、議会の全員協議会に説明があったところであり、4月の中旬に臨時議会を開催し、新年度の早期に事業効果をもたらしたい。議会からも御意見や提案があれば、3月中に提案をしていただきたい、このような説明がありました。ですから、今から議会も執行部と一緒に新たなコロナ対策を企画をしていく時期だと考えております。

また、現在提案をされております予算案を見ますと、コロナ禍の影響で町税が1億1,300円余りも減少する見込みとの厳しい財政状況におきまして、元利返済金が後で7割地方交付税で補填される有利な借金制度も活用するなど、資金調達に工夫がされております。1万8,000人の町民の皆さんお一人お一人にとりまして、役場に求めるものはそれぞれ違いがあるかと思いますが、小中学校、こども園の整備、道路や河川、農地の整備など、また、国に先駆けての35人学級の実施、また、県内でも先駆けて始まったデマンドタクシー、あいあいタクシーの実施など、私たちの生活維持向上に向けた事業が予定されております。

以上のような点から、不十分さは認めつつも、現時点における工夫された予算案と判断いたします。したがって、議案第13号 令和3年度一般会計予算（案）について賛成をいたします。以上で、私の討論を終わります。

**○大西樹議長** 討論を終了します。

討論がありましたので、これより、議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算

(案)の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

○大西樹議長 日程第18、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

○大西樹議長 日程第19、議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第 20、議案第 18 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3 番、小山直樹君、反対討論の発言を許します。

○小山直樹議員 議案 4 号に反対した立場から、18 号に反対しないというわけにはいきませんので、反対をいたします。

8. 3%の月 5, 000 円の大幅な値上げを前提に、来年度予算、介護保険の予算を決める内容であります。私はやっぱり今の町民の命、暮らし、なりわいを守ることを最優先にすべき今の時期で値上げをするというのは大変不満でありますし、負担を強いられる多くの人は大変な状況に陥るといふふうに思います。負担増を回避するために、本当に真剣な討議を行ったのでしょうか。時限的でも負担軽減措置であるとか、減免措置であるとか、考えるべきではなかったのではないのでしょうか。介護保険財政確保のためだけに安易な選択をするような気がしてなりません。

したがって、一方的に町民に負担を押しつける今回の予算案には反対する立場を表明して、反対討論を終わります。

○大西樹議長 賛成討論はありませんか。

10 番、白川正樹君、賛成討論の発言を許します。

○白川正樹議員 では、賛成の立場で討論いたします。

現在、日本の高齢化は世界に類を見ないスピードで進んでおります。もちろんまんのう町も例外ではありません。このことは介護を必要とする人が増えるということにつながります。今後、ますます介護保険制度が老後を支える制度として充実していくことが求められていると思います。可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるような介護予防、健康づくりの取組を強化して、健康寿命を延ばすこともますます重要であり、介護保険制度の大きな目的の一つであります。

本町の介護保険事業は高齢者の増加を見据えた算出基盤や人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防、健康づくりの施策の推進や充実に向けて努力をしております。また、介護保険財政の健全性、持続性の確保にも十分努力していると考えます。今や介護保険制度は本町にとっては必要不可欠な事業であります。予算は前年度を十分に精査した上での確に編成されたものであると思ひ、妥当性を認めます。

このような理由から、賛成といたします。

○大西樹議長 討論を終了いたします。

討論がありましたので、これより、議案第 18 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計予算 (案)

○大西樹議長 日程第 2 1、議案第 1 9 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計予算 (案) の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 9 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計予算 (案) の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 (案)

○大西樹議長 日程第 2 2、議案第 2 0 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 (案) の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 0 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 (案) の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 (案)

**○大西樹議長** 日程第23、議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第24 議案第25号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事）**

**○大西樹議長** 日程第24、議案第25号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第25号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度指定避難所体育館空調設備工事の建築。契約の方法、条件付一般競争入札。契約金額1億1,880万円、うち消費税額が1,080万円でございます。契約の相手方、株式会社四電工中讃西営業所所長 山地周作でございます。

今回の契約は、緊急防災・減災事業債を活用した指定避難所の仲南小学校・満濃南小学校・四条小学校の各体育館に空調設備を設置する工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** それでは、令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格としまして、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、主に4点ほど条件を付しております。まず1点目、香川県に本社、本店または支店、営業所を有すること。2点目、まんのう町の建設工事に係る指名競争入札参加資格を有する者（業種は管工事）であり、建設業法の規定による経営事項審査における管工事の総合数値が1,000点以上の者であること。次に3点目、請負金額が5,000万円の建築設備工事の施工実績を有すること。4点目、建設業法の規定に基づく監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件であります工事の担当者としての経験実績を有する者を専任で配置できることの4条件を付しております。

そうしたことを踏まえまして、1月20日に一般競争入札の公告を行いまして、1月29日に参加受付を締め切り、審査の結果、8社の参加資格を確認し、3月5日に入札執行いたしました。

議案書につけておりますが、次ページで入札結果表をつけております。

その中で、一番上の業者と5番目の業者につきましては、入札価格、調査基準を下回っておりまして、かつ、共通経費につきまして、基準を下回っておりまして、2社とも失格しました。それ以外で最低価格の中で、今回、株式会社四電工中讃西営業所を落札とさせていただきます。これによりまして、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきますものであります。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（仲南小・満濃南小・四条小）体育館空調設備工事）の件を採決いたします。本案は、原案のと

おり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第26号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事）

○大西樹議長 日程第25、議案第26号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第26号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事の建築。契約の方法、条件付一般競争入札。契約金額9,460万円、うち消費税額が860万円です。契約の相手方、株式会社フソウ代表取締役社長 野村充伸でございます。

今回の契約は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した指定避難所の琴南小学校・長炭小学校・高篠小学校の各体育館に空調設備を設置する工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 それでは、令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、主に4項目、先ほどと同じであります。挙げております。まず1点目、香川県に本社、本店または支店、営業所を有すること。2点目、まんのう町の建設工事に係る指名競争入札参加資格を有する者（業種は管工事）であり、建設業法の規定による経営事項審査における管工事の総合数値が1,000点以上の者であること。3点目、請負金額が5,000万円の建築設備工事の施工実績を有すること。4点目、建設業法の規定に基づく監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である工事の担当者としての経験実

績を有する者を専任で配置できることを条件としております。

この点を踏まえまして、去る1月20日に一般競争入札の公告を行い、1月29日に参加受付を締め切り、審査の結果、7社の参加資格を確認し、3月5日に入札執行いたしました。

入札結果としましては、議案書と一緒に付けております。今回、この点につきましては、失格はありませんでした。その入札の結果、株式会社フソウが落札いたしました。これによりまして、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただいたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号 工事請負契約の締結について（令和2年度指定避難所（琴南小・長炭小・高篠小）体育館空調設備工事）の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第26 閉会中の継続調査について

**○大西樹議長** 日程第26、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、継続調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前11時33分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員